

高知大学大学院総合人間自然科学研究科専門職学位課程

教職実践高度化専攻附属学校教育研究センター規則

令和4年3月31日

規則 第105号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学組織規則第23条の2第2項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻附属学校教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内の他部局や地域社会の教育関係諸機関と連携を図りながら、地域の教育発展に寄与するとともに、共同研究の推進など各種事業の実施により学校教育に関する研究を推進し、地域社会における教員養成の高度化、教育学部附属学校園の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高知県における学校教育に係る地域社会の教育関係諸機関等との共同研究の推進に係る事業
- (2) 高知県と協働した高度な現職教員研修の推進に係る事業
- (3) 教育学部附属学校園との共同研究推進に係る事業
- (4) 教育学部附属学校園との連携を通じた教育実習等の充実
- (5) その他目的遂行のため必要な事業

(職員)

第4条 センターに、センター長、事業担当教員及びその他の職員を置く。

2 センターに、副センター長、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を置くことができる。

(センター長・副センター長)

第5条 センター長は、センターの事業及び運営を統括する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、教職実践高度化専攻の専任担当として配置された教授又は准教授（教

授又は准教授予定者を含む。)のうちから、専攻長が指名し、学長が任命する。

- 4 センター長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめセンター長の指名する者がこれを代行する。
- 5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 6 副センター長は、センター長の指名とし、任期は、指名の日から指名したセンター長の任期の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(事業担当教員)

第6条 事業担当教員は、センターの事業を遂行する。

- 2 事業担当教員は、教職実践高度化専攻の専任担当として配置された教員のうちから専攻長が指名する者又は他部局の専任担当として配置された教員のうちから、部局長の承認を得て、専攻長が委嘱する者をもって充てる。
- 3 事業担当教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員教授等)

第7条 客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)は、本学以外の教育実践研究について豊かな経験と高い見識を有する者をもって充てる。

- 2 客員教授等の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 客員教授等の選考については、高知大学客員教授等選考規則によるほか、必要な事項は専攻長が別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターに、センター事業の運営を円滑にするため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(研究員)

第9条 センターに、学外からの研究員を置くことができる。

- 2 研究員は、専攻会議の議を経て、専攻長が委嘱する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、専攻会議の議を経て専攻長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。